

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案に関する御意見の募集について」
 に対して寄せられた御意見等について

令和 2 年 12 月 2 日
 厚生労働省労働基準局安全衛生部
 化学物質対策課

標記について、ホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計 2 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた本件に関する御意見等の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見等の要旨	件数	御意見に対する考え方
1	<p>5. 経過措置 について</p> <p>Q&A によると、施行日時点で容器包装されていない対象物質を含む化学品は「現に存するもの」には該当せず、経過措置による猶予は適用されないとのことですが、これらについても経過措置の適用していただきたい。</p> <p>理由等</p> <p>ベンジルアルコールは香料としても使用されています。香料業界では他社の製品(調合品)を購入し、自社の原料の一つとして使用することが多々あります。これらの他社製品の組成は企業秘密の為通常非開示です。ある成分の濃度を問合せしても、法的に回答義務が生じた後でないと回答を得られない場合が多々あります。</p> <p>当社でも使用している多数の原料中の当該成分濃度をすべて把握しないと、それらを使用した製品中の濃度を見積もることができませんが、上のような事情があり、法施行時前にすべての原料情報を入手するのは困難と予想されます。</p> <p>業界の特殊な事情ですが、ご配慮をお願いいたします。</p>	1	<p>これまでもラベル表示・SDS 交付の義務となる物質に新たに追加した場合、追加した物質及び当該物質を裾切値以上含有する製品を施行日以降に新たに容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供するときに、ラベル表示・SDS 交付が義務となる取扱いとしています。</p> <p>施行後でなければ仕入れ先等からラベル表示や SDS 交付に必要な情報が入手できないということであれば、施行と同時に情報が入手できるよう、公布された後、施行日までの間にあらかじめ仕入れ元に依頼して調整する等によりご対応いただくようお願いします。</p>
2	<p>過去どれくらいの事故が発生しているのでしょうか？キッチンと管理されるよう、お願いします。</p>	1	<p>厚生労働省で現在把握している範囲で、今年度 4 件のベンジルアルコールに関連する労働災害が発生しています。引き続き事業者に対して指導を進めてまいります。</p>